

地下水汚染対策会議運営要領

第1章 会議

(趣旨)

第1条 この規定は地下水汚染対策会議（以下、「対策会議」という。）設置要綱に基づき、対策会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(幹事会の召集)

第2条 幹事長は、別表第2の幹事のうち、別表第3の所掌事務から議事内容に応じて幹事を指名し並びに召集し、その議長となる。

(議事)

第3条 幹事会は、指名された半数以上の幹事が出席しなければ会議を開くことができない。

2 幹事が欠席の場合は、代理者を出席させることができる。

3 幹事会の議事は、出席幹事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 幹事長が欠けたとき又は幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代行する。

附 則

この要領は、平成22年3月8日から施行する。